

## 労働局の相談窓口

雇用管理改善のご相談は各労働局へ

労働局	課	電話番号	所在地
北海道労働局	職業対策課	011 (709) 2311 (代表)	060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎3階
青森労働局	職業対策課	017 (721) 2003 (代表)	030-8558 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7階
岩手労働局	職業対策課	019 (604) 3005 (直通)	020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階
宮城労働局	職業対策課	022 (299) 8062 (直通)	983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎
秋田労働局	職業対策課	018 (883) 0010 (代表)	010-0951 秋田市山王3-1-7 東カンビル5階
山形労働局	職業対策課	023 (626) 6101 (直通)	990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階
福島労働局	職業対策課	024 (529) 5096 (直通)	960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階
茨城労働局	職業対策課	029 (224) 6219 (直通)	310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎7階
栃木労働局	職業対策課	028 (610) 3557 (直通)	320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎2階
群馬労働局	職業対策課	027 (210) 5008 (直通)	371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階
埼玉労働局	職業対策課	048 (600) 6209 (直通)	330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド アクシス・タワー15階
千葉労働局	職業対策課	043 (221) 4391 (直通)	260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎4階
東京労働局	職業安定課	03 (3512) 1656 (直通)	102-8305 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎12階
神奈川労働局	職業対策課	045 (650) 2801 (直通)	231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル3階
新潟労働局	職業対策課	025 (288) 3508 (直通)	950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階
富山労働局	職業対策課	076 (432) 2793 (直通)	930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎
石川労働局	職業対策課	076 (265) 4428 (直通)	920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階
福井労働局	職業対策課	0776 (26) 8613 (直通)	910-8559 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階
山梨労働局	職業対策課	055 (225) 2858 (直通)	400-8577 甲府市丸の内1-1-11
長野労働局	職業対策課	026 (226) 0866 (直通)	380-8572 長野市中御所1-22-1
岐阜労働局	職業対策課	058 (245) 1314 (直通)	500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4F
静岡労働局	職業対策課	054 (271) 9970 (直通)	420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階
愛知労働局	職業対策課	052 (219) 5508 (直通)	460-0008 名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング15階
三重労働局	職業対策課	059 (226) 2306 (直通)	514-8524 津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎
滋賀労働局	職業対策課	077 (526) 8686 (直通)	520-0806 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階
京都労働局	職業対策課	075 (275) 5424 (直通)	604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪労働局	職業対策課	06 (4790) 6310 (直通)	540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル21階
兵庫労働局	職業対策課	078 (367) 0810 (直通)	650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階
奈良労働局	職業対策課	0742 (32) 0209 (直通)	630-8570 奈良市法連町387 奈良第3地方合同庁舎
和歌山労働局	職業対策課	073 (488) 1161 (直通)	640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎
鳥取労働局	職業対策課	0857 (29) 1708 (代表)	680-8522 鳥取市富安2-89-9
島根労働局	職業対策課	0852 (20) 7020 (直通)	690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階
岡山労働局	職業対策課	086 (801) 5107 (直通)	700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
広島労働局	職業対策課	082 (502) 7832 (直通)	730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4階
山口労働局	職業対策課	083 (995) 0383 (直通)	753-8510 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
徳島労働局	職業対策課	088 (611) 5387 (直通)	770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階
香川労働局	職業対策課	087 (811) 8923 (直通)	760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館3階
愛媛労働局	職業対策課	089 (941) 2940 (直通)	790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5階、6階
高知労働局	職業対策課	088 (885) 6052 (直通)	780-8548 高知市南金田1番39
福岡労働局	職業対策課	092 (434) 9806 (直通)	812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館6階
佐賀労働局	職業対策課	0952 (32) 7217 (直通)	840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎6階
長崎労働局	職業安定課	095 (801) 0040 (直通)	850-0033 長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階
熊本労働局	職業安定課	096 (211) 1703 (直通)	860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階
大分労働局	職業対策課	097 (535) 2090 (直通)	870-0037 大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3階
宮崎労働局	職業対策課	0985 (38) 8824 (直通)	880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
鹿児島労働局	職業対策課	099 (219) 8712 (直通)	892-0847 鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル1階
沖縄労働局	職業対策課	098 (868) 3701 (直通)	900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号那覇第2地方合同庁舎 (1号館) 3F

(平成30年3月時点)



人材確保のための雇用管理改善促進事業

# 人材確保に「効く」 課題チェック表

(運輸(トラック輸送)分野)





# 人材確保に「効く」 課題チェック表(運輸(トラック輸送)分野)



運輸業においてはドライバー志望者が減少して応募が少なく、採用難になっています。ドライバーの採用に関しては、魅力的な労働条件や環境など就労条件の向上と、その条件のアピールが必要です。採用したドライバーに長く活躍してもらうためには、「この会社で働きたい」「車が好き」といった個人の志向や適性を把握することが重要です。また、社内コミュニケーションについては、事業所長や経営者などが「自分を気にかけてくれている」と感じられるような環境づくりが定着の大きなポイントです。

## あなたの事業所では、以下のような課題を抱えていませんか？

### 採用管理

一つでも当てはまったら →→→

- ドライバーの採用計画を達成できない、求人を出しても応募者が来ない等、**ドライバーが量的に不足している。**
- 求人広告の出稿先を長い間変えていない等、**求人方法が固定化**しており、広告の反応がない。
- 求人広告が競合他社と似た内容になり独自の良さをアピールできない等、**求人スキルに不安**がある。
- 会社案内やウェブサイトが更新されていない等、**会社の長所をアピールできていない。**
- 若手ドライバーを採用したい場合には**求人広告のスマートフォン対応**が必須だが、対応できていない。

→ **募集段階の取組を見直してみよう。**

- 応募はあるが、運転が簡単と考え**ドライバーの業務内容を十分理解せずに応募する人が増えている。**業務内容について「トラック輸送」「配達」では不十分で、より具体的な業務内容の記載が求められている。
- 重い貨物の手積み・手降ろし業務がある場合は女性が活躍し辛い、貨物が花卉などの場合は女性が活躍しやすいなど、**扱う貨物とその負荷・業務内容の関係を踏まえた上での採用戦略**が明確になっていない。

→ **採用基準や選考に関する改善が有効です。**

### 定着管理

一つでも当てはまったら →→→

- 人手不足が続いているため、管理職層がドライバーとして現場に出てしまい、**一般職の社員に対するフォロー**が行き届かず離職者が出てしまう。
- 入社後に**ドライバー業務の大変さ・責任の重さ**に気づき、適応できないまま退職してしまう。

→ **新しく採用した人の配置や配属に関する改善が有効です。**

- ドライバーとしてスキルが上がった**としても、職位を上げる、昇進させる等の**処遇の向上**ができない。
- ドライバーとしての将来的な成長**が描けないという理由で退職してしまう。
- ドライバーの給与**は多くの事業所で**歩合制**を採用している。業務効率や配達実績は直接的に給与に反映しているが、**社会人としての一般的なスキル**の評価が難しい。
- 顧客からの評価**は事業所として把握して昇格の判断材料にすることもあるが、**給与に反映**することが難しい。
- 定時配達ではモチベーションには繋がらず、各ドライバーにあわせて**モチベーションをあげるような仕組み**がない。

→ **評価制度やキャリアパスを見直してみよう。**

- 従業員の高齢化**に伴い、**業務遂行や健康面に配慮が必要なドライバー**が増加している。業務以外の端末機の使用等に苦勞する者も多い。
- 他社との差別化や業務拡大のため、**有料の業務で付加価値**をつける必要があるが、高度な訓練が必要である場合には現場の負担が大きい。

→ **教育訓練や能力開発は充実していますか？**

### 就労条件

一つでも当てはまったら →→→

- 長時間労働となりやすい業態であり、休暇がとれない等、**働き方と労働条件について不十分な部分がある。**

→ **会社の労働条件は適切に整理されていますか？**

- ドライバーの職業病として**腰痛**があり、重いものを持つなど業務負荷が高い。
- 長距離トラックのドライバーについては**夜勤**がある。
- 現状はフルタイムのドライバーの雇用形態が中心で雇用形態が画一的であることが多く、柔軟な働き方を求める女性等の採用が難しい。
- 運転距離の違いや取扱貨物により雇用管理方針が異なり、多様な働き方の工夫が難しい。
- 女性用更衣室がない、女性用トイレがない、休憩スペースがない等、**職場環境の整備が不十分**で女性の応募を期待できない。

→ **職場環境は従業員にとって快適な状況でしょうか？**

- 荷主からの苦情が出る社員がいるが、(業務命令を出すための根拠がないため)配置転換などうまく対応できない。
- ドライバーの職業上、ルートが異なると同じ会社内においても顔を合わさないということもあり、**社員間の横でのつながりが希薄**である。

→ **会社の人間関係は良好な状態でしょうか？**

- 競合他社と比較して社内イベントや社員旅行など福利厚生が不十分等、**定着に必要な制度・手当が不足**している。

→ **給与以外の手当や制度は定着を高める効果があります。**

### 理念・価値観

一つでも当てはまったら →→→

- ドライバーも含めて、一般の社員に**経営理念や仕事と家庭の両立支援の取組**を紹介する機会がない。

→ **経営理念は会社の基本方針として重要です。**

- 社員の仕事や働き方に対する希望**がわからない。
- 運行管理者のルート決定や経営層から荷主への待機時間削減協力依頼など、**働き方や仕事の進め方**について取組が不十分である。
- 入社時のドライバーに対する**業務イメージ**と業務開始後の**実際の業務内容**の差によってモチベーションが上がらず、退職してしまう。
- 経営層とドライバーのコミュニケーション**が少ないため、ドライバーが経営層から大事にもらえてないと感じてしまうことがある。

→ **組織文化は従業員の働き方に大きな影響を与えます。**

チェック表をとおして、事業所の課題はみつかりましたか？  
雇用改善にご興味をお持ちの方は、「人材確保のための雇用管理改善促進事業 人材確保に効く事例集」をご参照ください。  
詳細は厚生労働省のウェブサイト(働きやすく生産性の高い職場のためのポータルサイト)をご確認ください。  
<http://koyoukanri.mhlw.go.jp/>

